

改正法における命令前の事前手続について

平成 18 年 11 月 30 日

弁護士 志田至朗

はじめに

- 1 改正法における事前手続の実務
 - 2 経験した事例における運用状況
 - 3 事前手続の運用が現実の問題となる局面
- 第 1 改正法における命令前の意見申述及び証拠提出の機会について
- 1 旧法下の課徴金納付命令についての事前手続
 - (1) 実務における位置づけ
 - (2) 課徴金納付命令に当たっての実務のポイント
 - 2 違反事件の審査への対応の実情（主張及び反証の提出）
- 第 2 意見申述及び証拠提出の機会の本来的性格について
- 1 意見及び証拠に対する公正取引委員会の対応
 - 2 排除措置命令が事業活動に与える影響と事後審判制
 - 3 旧法下での被審人の主張が受け入れられた審決等
- 第 3 事前説明手続の創設について
- 1 事業者にとってのメリット
 - 2 事前説明手続を含む事前手続の有益な運用
 - 3 予想される事前説明手続を巡る紛議
 - 4 事前説明手続と実質的な適正手続の保障
- 第 4 小括
- 1 事後審判制への移行の理由
 - 2 私的独占等の事案における事前審判の必要性
 - 3 審判を含む公正取引委員会の実務の統一性